

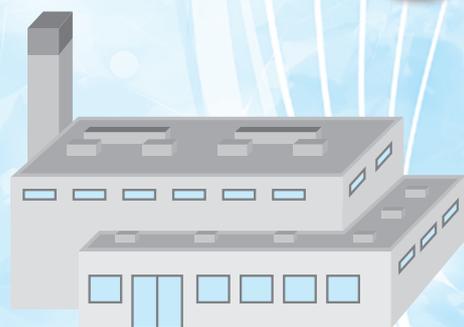
高萩市・北茨城市の広域による

新しいごみ処理施設の整備について

問合せ 環境衛生課 ☎23-7031

高萩市と北茨城市は、ごみ処理事業の効率的、安定的な運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の推進を図るため、昨年11月1日に2市共同で新しいごみ処理施設の整備を進める「基本合意」を締結しました。地域のごみを安全・安心に焼却処理し、焼却熱を有効利用できる先進施設の早期完成を目指し、整備を進めてまいります。

施設整備の状況などについては、今後も市報などでお知らせしながら進めてまいります。



新しいごみ処理施設の必要性

高萩市・十王町事務組合で運営していた北部衛生センター焼却施設が平成14年12月に停止となって以降、ごみ処理施設整備は高萩市の長きにわたる懸案事項です。

高萩市は茨城県内44市町村で唯一、可燃ごみ焼却施設を保有していません。そのため、可燃ごみを民間事業者に委託して処理している状況です。

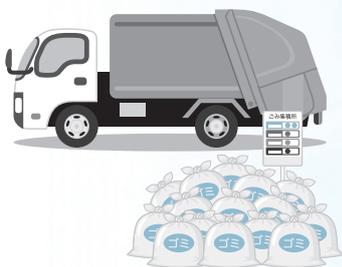
民間委託処理は、委託先の状況変化に影響を受ける可能性を持っています。ごみ処理施設を自治体が有することは、将来の市民生活に安定と安心をもたらす、次世代に良好な自然環境と生活環境を引き継ぐことにつながります。次世代の市民が安心して暮らしていける環境を整えるため、ごみ処理施設整備に努めることは自治体の責務であり、ごみの処理は市民生活と直結した問題であることから、継続的に安定した処理のできる施設整備が必要です。

北茨城市との共同処理について

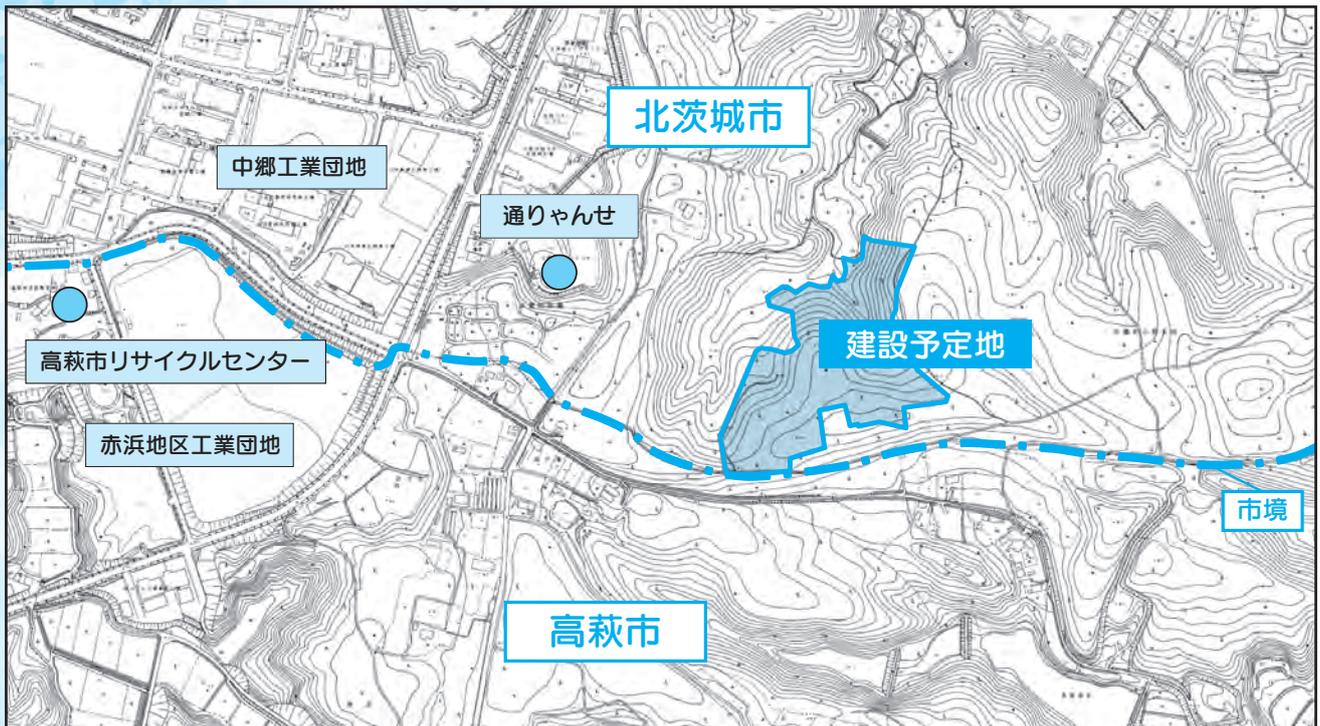
人口減少社会を踏まえ、国や県も広域化による施設整備を推奨しているところです。ごみ処理施設の広域化は、高萩市、北茨城市がそれぞれに単独で建設するよりも、施設建設費やごみ処理経費の削減が図れ、市民の皆様の負担が少なくて済みます。

また、北茨城市と共同で施設を整備することにより、国の補助金である循環型社会形成推進交付金と震災復興特別交付税を合わせて、建設費の国庫負担が最大で97・5%となります。

ただし、震災復興特別交付税の交付期限が平成33年3月31日であるため、それまでに施設完成を目指さなくてはなりません。



建設予定地



建設予定地については、次の理由により、北茨城市中郷町小野矢指地区を選定しました。

- ・ 県有地で比較的安価な価格でまとまった土地が短期間で取得できること。
- ・ 2市の境界付近にあり、ごみの搬入運搬費に偏りがでないこと。
- ・ 防災上の危険性が少ないことなど。

整備する施設

◎ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は、焼却により発生する熱を利用して発電し、施設内の電力として有効利用します。

◎不燃物・粗大ごみ処理施設

不燃物・粗大ごみ処理施設は、破碎機や選別機を設置し、リサイクル率向上と最終処分を抑制するための施設として整備します。

両施設の規模や形態などは、今後実施する施設整備基本計画・設計で決定していきます。

